

令和8年6月定例会 一般質問 川田裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「市長入退室時における職員の起立慣行と職務専念義務について」

○川田 裕 皆さん、改めましてこんにちは。最後ということでちょっとお疲れと思いますが、ぜひご清聴のほどよろしく願いをいたします。

今回は、前回に引き続いての質問も入れまして、全部で5項目の質問を立てております。今回いっぱいいっぱいになっておりますので、早速質問のほうに入りたいと思います。

まず、大項目の1番、市長入室時における職員の起立慣行と職務専念義務についてお聞きいたします。

まず、中項目1番の執務中の職員一斉起立の目的と法的根拠についてお聞きいたします。

執務中の職員の一斉起立の目的と法的根拠について伺いますが、市長の入退室時に秘書課と総合政策課の職員が執務中に起立をして出迎え、見送りをしております。市長はこの事実を認識し、容認しておられますかをお聞きいたします。

壇上からの質問を終わります。

○市長 私の認識についてのお尋ねでございますので、私が答弁をいたします。

まず、川田議員ご指摘の、秘書広報課と総合政策課の職員がお見送りとお出迎えというところをおっしゃってますけど、そういった事実はまずございません。そして、市長及び副市長の出勤時、公務としての外出時及び公務からの帰庁時のほか、国会議員等の来賓の方をお迎えする際などにおいて、付近の職員が起立して挨拶を行うように心がけているというふうに認識をしております。これは、組織の長としての市長や副市長、また国会議員等の来賓の方に対して礼節を尽くすものとして、職場の秩序の維持及び基本的な礼儀として行われているものと認識をしております。

○川田 裕 認識はあるということで理解をいたしました。

ただ、この運用の法的根拠は第何条になるんですか、法律のですね。礼儀礼節じゃなく、条文でお答えいただきたいと思います。

○市長 職員が挨拶をすることについての法的根拠をお尋ねになっているんですか。当然のことながら職場における挨拶につきましては、法令や規則に根拠があるものではございません。

以上でございます。

○川田 裕 では、法的根拠なしに行っておられるということで確認しました。

次に、職務専念義務と全体の奉仕者としての市民感情との乖離についてということで、中項目の2番をお聞きします。

地方公務員法第35条は、勤務時間と注意力の全てを職務のみに用いよと定めております。法的根拠もなく職務を中断させて起立させることは、この職務専念義務の履行を妨げるものになるのではないのでしょうか。

○市長 挨拶をすることが職務専念義務違反になるとは考えてございません。議員ご指摘の職務専念義務につきましては、地方公務員法第35条の規定により職員はその勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならないとされておりますが、この規定は職員の一瞬の動作や体勢の変更、一挙手一投足、挨拶の仕方までを厳格に制限するものではなく、社会通念上相当な対応で行われる上司や来庁者などに対して職員が挨拶をするということを禁止するものではございません。

○川田 裕 一瞬の拘束までは、違反はないということをおっしゃってると思うんですが、職員の、これ、一瞬ではないですよ。2つの課を挙げて常態的に勤務が中断されてるということを問うてるわけです。その観点でお答えください。

○市長 繰り返しの答弁になりますが、当然のことながら職場における挨拶につきましては法令や規則に根拠があるものではございませんし、ご指摘のものにつきましても、対応中の市民サービスを中断して行うものではなくごく短時間のうちに行われるものであるため、挨拶をすることが職務に専念する義務に反するものとは全く考えてございません。また、これによって業務が中断しているものとも考えてございません。議員ご指摘の挨拶の仕方が社会通念から逸脱するものとも考えてございません。

以上でございます。

○川田 裕 逸脱してると思うから聞いているわけですけどもね。なぜ市長が来ました、市長がどこかに外出されますよということで全員起立する必要ないじゃないですか。我々住民としては、そのようなものに税金は払っておりません。単なる挨拶ぐらいなら分かりますけども、起立をさせて、全員をですね、その2課をですね、それをやるということは自主的にやられてるのか命令でやられてるのか、これはどちらですか。

○市長公室長 議員お尋ねの自主的なものなのかということですが、これは、挨拶の一環として各職員がその状況に応じて自律的に行っているものでございます。

以上です。

○川田 裕 それは本当ですね。全員自主的にやっておられるんですね。それはまた、これは今時間がないから、します。

憲法15条の第2項、地方公務員法第30条は、職員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者じゃないと定めてます。勤務時間を市長個人の出迎えに割かせることは、この理念に反するのではないのでしょうか。市長、いかがですか。

○市長 職員を私個人の出迎えのために使用している事実は全くございません。虚偽の事実の提示は慎んでいただきますようお願いをしたいと思います。

(以下、不規則発言あり)

○議長(中山武彦) 市長、今全体の奉仕者という質問がございましたけれども、どうです

か。

はい、三橋市長。

○市長 職員を私個人の出迎えのために使用しているという事実がないわけですから、あなたが前提に立っておられる事実自体が存在しないんですから、それが職員の全体の奉仕者としての地位に反するかどうかということについてはお答えのしようがありません。職員同士や職員からの来庁者の方への挨拶につきましては、市民の皆様に対する全体の奉仕者としてのむしろ品位を保つために社会通念上行われるべきものとむしろ考えてございますし、接遇の観点からも基本的な事項として市として励行しているものでございます。

以上でございます。

○川田 裕 先ほどの答弁で市長、副市長、その出勤時とか、そういうときに挨拶させておっしょってたじゃないですか、その中から引用したわけですけどね。

○市長 何か一言でも挨拶をさせているということを言いましたか。虚偽の事実で議論を進めていっちゃいますけど、そういうことは慎んでいただきたい。議長も注意をお願いいたしたいと思います。

○川田 裕 その前にだから命令か自主的か聞いてるじゃないですか。じゃあ、自主的としましょう。自主的だったら、そういったことをやめろということで周知すれば済む話じゃないんですか。

○市長 自主的としましょうということではなくて、先ほど市長公室長から職員が各自の判断でしているということを答弁したとおりでございます。挨拶の仕方につきまして議員からとやかく言われる筋合いはないものと考えてございます。

○川田 裕 次の質問に行きますね。中項目の3、働き方改革、生産性の向上と形骸化した慣例の矛盾について伺います。

市長の命を受けてないと先ほどおっしょいましたね。市長の命を受けて発出されました時間外勤務適正化の依命通達、これは、職員に寸暇を惜しんで取り組み、正規の時間内に終える努力を求めると、こうなっております。職員には寸暇を惜しめと命じながらそのような、幾ら自主的といってもそういった時間を割かせるということは、これ、二重基準を組織の長としてどのように説明されるんですか。

○市長 議員のご質問の趣旨が分かりかねるわけですがけれども、市長や副市長に限らず、職員から見て上司に当たる、例えば課長や次長、部長などが挨拶をしたり業務上の指導を行う際には、当該職員において起立などの礼節を持った振る舞いで挨拶を返したり指導を受けようとするのが社会通念上も相当であるものと考えてございますし、私のこれまでの金融機関での勤務であったり、それ以外の社会人経験としても広く行われているものと認識をしております。議員のご指摘の挨拶の仕方がこれから逸脱するものとは全く考えてございません。

また、寸暇を惜しんで職務に取り組んでいただくようにということは、かねてから業務全般について効率を図りながら取り組むよう職員には訓示をしているところでございます

が、議員ご指摘の挨拶をするということがこれに反しているのではないかということについては、これは全く当たらないわけでございます。社会通念に照らして一般的に行われている挨拶の対応について、あたかも議員が大きな問題があるかのように私に対する過剰な付度などといった誇張したような表現で批判を展開されていることについては、残念ながら川田議員とは人としての礼節の在り方については全く分かり合えないものと認識をしております。

○川田 裕 そういうふうな物の言い方で、私が聞いているのは、そういった全員起立するという必要性がないじゃないですか。そうでしょ。会釈すれば済む話じゃないんですか。民間のことも言いましたけど、民間では今そういうのを全部どんどんなくしていったるわけですよ、昔と違って。だから、そのようなものが、これは市民の意見として言っときます。やめてください。一部の方がどのように見られるか分かりません。私も見ましたから、実際廊下のところでね、みんな立って何をやってるのかなど。そういうのはやめてください。その時間があるんだったら、ちゃんと仕事をしてもらってください。それは変えるつもりがないということで今市長がおっしゃいましたので、それを答弁に残して、今日はこの質問を終わりたいと思います。

「危機管理部門における職員の離職・長期休業の状況と、職場環境・安全配慮義務への市の対応について」

○川田 裕 次に、第2項目の危機管理部門における職員の離職、長期休業があるんですかね、職場の環境と安全配慮義務についてお聞きいたします。

まず、中項目の1番、離職、長期休業の状況と要因の把握についてお聞きします。

まず1番、離職、長期休業の状況と要因の把握について。市長は、行政報告で退職理由に心身の不調や職場の環境への不満とするものが少数ながらあると認められておりました。危機管理課では、年度末、その後に退職した職員も含めて、職員、予定されてる方かな、も含めてこの少数に含まれるという、この認識でよろしいですか。

○市長 まず、挨拶については私がさせているかのような表現でおっしゃっていますけれども、これは私の就任時で既に定着して行われてきたものでございますし、私がさせているものではございませんし、職員の自律的なものとして行われていると……。

(14番川田 裕「議長、議事進行、議事進行」との声あり)

○議長(中山武彦) 議事進行が今出ましたので。

○市長 答弁の途中ですが。

(14番川田 裕「議事進行」との声あり)

○議長(中山武彦) 市長は、答弁を今やめてください。

はい。

○川田 裕 今質問したところからであり、それに対しては答弁を願います。先ほどのほも

う終わってます、質問を終わりますということで言ってますので。それについて勝手に、それに対して自分の論評を加えるということはやめていただきたい。議長、注意をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中山武彦） 市長はその点をよろしくお願いします。

（以下、不規則発言あり）

○川田 裕 いやいや、答えなくていいって言ってるんです。

答えなくていいって言ってるんですよ。今の質問に答えてください。

○市長 議員から言及がありましたのでお答えをしたのであります。

危機管理課に配属されていた職員につきましては、令和7年度当時、定年退職や育児休暇の取得のほか複数の職員による自主退職等が重なったことにつきましては、当時の同課における日常的な業務や人事管理の在り方に一定の課題があった疑いがあったため、再三にわたって改善を促してきたものの改善されなかったため、令和8年4月の時点で適材適所の観点から人事上の適切な措置を講じて対応した経緯はございます。

一方で、退職者のその理由について確認をいたしましたところ、心身の不調や職場環境への不満とするものが少数ながらもある一方で、当時の危機管理課の職員も含めまして、多くは新たな職場や職種への挑戦、通勤のしやすさやより高額な給与条件の追求、家族の事情を優先するといった前向きな理由によるものでございまして、退職については基本的には職員自身の意思で決定するものではございますが、退職や長期休業に至る背景には様々な要因が考えられることから、危機管理部門に限らず退職に至る者への丁寧な聞き取りを行い、個人の事情とともに業務遂行上の課題などを含めた客観的な状況把握に努めているところでございます。

○川田 裕 今お聞きしてたのが、市長が行政報告の中で不満とするものが少数ながらあると言われておりました、それにこの危機管理課の人たちは含まれているのかどうかということをお聞きしてたんです。

○市長 質問をしてください。

○議長（中山武彦） 市長、今の質問はもう一回繰り……。

○市長 質問されなかったので、質問してください。

○議長（中山武彦） 質問ということ……

（14番川田 裕「議事進行」との声あり）

はい、川田議員。

○川田 裕 質問は最初にしてるんですよ。だから、その中身をもう一回繰り返して言っただけなんですよ。それを質問してないって、普通そんなことを言いますか。質問を1回目にしてたときに聞いてなかっただけじゃないんですか。

○議長（中山武彦） 川田議員、声を荒げないでください。

○川田 裕 はい。ということなんで、議長、注意をお願いします。

○議長（中山武彦） 川田議員の質問であります、通告の2番の①番についてのことについて、危機管理部門において市長が行政報告でされたことについての認識がそうなのかっていうことだったと思いますが、どうでしょう。

はい、三橋市長。

○市長 先ほど答弁したとおりでございます。

○川田 裕 答弁したって、今答弁してないからもう一回聞いてるんですよ。私は、職場の中に不満とするものが少数ながらあると認められておりましたから、だからその中にこの危機管理課の者が入ってるのかっていうことを聞いてるんですけどね。それをもう一度お答えください。

○市長 先ほど答弁したとおりでございます。

○川田 裕 分かりにくい答弁だったので、もう一度お聞きします。

その中に含まれているのかどうかってことをもう一度お聞きします。

○市長 当時の危機管理課の職員も含めてと先ほど明確に答弁申し上げました。しっかり答弁を聞いていただきたいと思います。

○川田 裕 じゃあ、関係ないことを含めないでください。分からなくなるんですよ。聞いてることにちゃんと的確に答えてください、それだったら。何かへ理屈ばかりで、いつも。まともな、これ、質疑ができないですよ、こんなやり取り。

次に行きます。妨害しないでください。

次に、客観的結果と把握の責任についてお聞きします。

危機管理課は8名中4名、半数が退職またはこれは退職予定者も入ってるのかもしれませんが。委員会で示された市の資料でも、人事課付の23名のうち2名はこの危機管理課の退職者であります。中核部門で半数が失われたと、この結果の要因は市長は把握しておられますでしょうか。

○市長 先ほども答弁しましたがけれども、もう一回繰り返しますけれども、心身の不調や職場環境への不満とするものが少数ながらもある一方で、当時の危機管理課の職員も含めて、多くは新たな職場や職種への挑戦、通勤のしやすさやより高額な給与条件の追求、家族の事情を優先するといった前向きな理由によるものと認識をしてございます。退職については、基本的には職員自身の意思で決定するものであると考えてございます。

○川田 裕 そういうことですよ、答弁としては。だけど、事実とちょっと違いますので、そこだけは言及をしておきます。

次に、中項目の2番ですね。お聞きします。

指揮命令と決裁の在り方と事実関係についてお聞きします。

指揮命令、決裁の在り方については、令和8年1月27日、奈良県広域消防組合の事前説明のために組合事務局職員が来庁した際、市長は、組合職員、香芝消防署長、そして本市の総合政策課次長、秘書広報課長が同席する前で危機管理監に対し、もういい、もういい、聞かなくていいから、こう、出ていけというふうな右手で払うように退室をさせました。この事

実は間違いありませんか。

○市長 議員の表現は誇張されているものと思いますけれども、危機管理監において、当時の、必要な業務に全く当たっておられなかったということで、会議には同席する必要がない旨を伝達したものでございます。

○川田 裕 職務に当たっておられなかったということですね。その結果、危機管理課は消防担当ですよ、あれね。その責任者である危機管理監、元ですね、1月30日の会議の事前説明を、これ、1月30日に会議があったんですね、組合の、その内容を受けられずに内容を把握できないまま資料の引継ぎも途切れたということ、危機管理課の責任者が市長の対応によって必要な情報から外されたと、この結果は間違いないでしょうか。

○市長 通告にございませんので、毎日の出来事を細かく覚えているわけではございません。必要な職員については同席を求めて、特に業務の内容を全く把握されてなかった職員については会議への出席をする必要がない旨を伝達したというだけのことだと思います。

○川田 裕 そこはお認めになってるんですからね。市長は、総合政策課の八尾主幹を同席させるように事前に指示したと危機管理監らに主張されました。しかし、その場で危機管理監も課長もそのような指示は受けていないと答えています。その指示したことの記録っていうのは残ってるんですか、それとも口頭のみですか。

○市長 通告にございませんし、毎日の出来事を事細かに覚えているわけでもございませんが、恐らく口頭だったと思います。一々文書に残すような話ではなかったかと思います。

○川田 裕 記録もなく、受けた側は記憶にないと、指示が伝わったという客観的裏づけもないということになりますよね。そういうことですよ。

○市長 通告にございませんがお答えいたしますと、当時の危機管理監につきましては、日常から部下への不満というものを副市長や市長に度重なる頻度で訴えてこられたという事実がございます。これに対して日常から改善を指導していたわけでございますけれども、それがなかなか実効的な効果を上げることができなかったというところでございます。今そうして議員のほうにも情報を提供されてるのも、そういった意味では職場への不満があったんではないかなというふうに思います。八尾主幹への同席を求めるということについては、危機管理課に対して間違いなく行われた指示でございますが、それをうまく共有できなかったということだけの話ではないでしょうか。

以上でございます。

○川田 裕 細かいところはまたやりますが、八尾主幹はそのとき研修だったんですよ。いないんですよ。それを聞いてないんです。だから、ここが肝腎なんですけど、記録もなく受け手の記憶もない指示、それが守られていないことに、ここですよ、これが守られていないことを理由に市長が出席者の面前で顔色を変えて立腹して叱責しましたね。自分の指示が現場に伝わっていたかも確認せずに、伝わっていない指示の不履行を本人の落ち度として面前で叱責すると、これが組織の長としての適正な指示命令の在り方なんですか。

○市長 当時の危機管理課におきましては、私や副市長からの指示が再三にわたりまして

放置をされていたという経緯がございます。議員のご指摘の経緯もその一端にすぎないものというふうに思いますけれども、特に問題のある対応をしたものとは全く考えてございません。むしろ、組織として必要な情報共有が行われずにいたことのほうが組織としての脆弱性が見いだせるものでございまして、それについては改善する必要が高度にございました。

○川田 裕 一方的なそういう言い訳はいいんですけどね。正しいんだとかと言われたってね。こんなもんは、第三者に見てもらったらいいいことなんですけどね。

問題点は、だから責任の所在は別問題です。置いときます。伝わったかどうかを確認しないまま、その不履行の理由を公の場で叱責したと、その当否を問うてるんですよ。だから、確認を怠ったのは指示を出した側じゃありませんか、ちゃんと自分で指示したんだったらその日にそういう指示が履行されてるのか確認すればいいはずで。がマネジメントじゃないんですか。だから、みんなの前で、公開の場で叱責したということを問うてるんですけどね。

○市長 公開の場で叱責をした事実は全くございません。虚偽の提示はやめていただきたいと思います。

(以下、不規則発言あり)

○川田 裕 何か弁護士がよう言うように虚偽の提示と言うけど、だからそうですかって聞いているわけじゃないですか。印象操作はやめてくださいよ、いつも。印象操作ばかりしてね、人が何かいかにもそういうふうなことをやってるような印象操作をすると、それは何が目的なんですか。いつも不思議に思っとるんですよ。

3番、次に行きますね、職場の環境の把握、安全配慮義務、ハラスメント防止体制について。これは、職場環境、今の体制について伺います。

令和8年3月2日の部次長会議がございましたね。市長は、出席した部次長全員の面前で危機管理監を名指しして、管理監の方、読む練習は終わりましたかと述べられました。会議の記録に残るこれは事実なんですけど、間違いございませんか。

○市長 まず、一方的な印象操作はやめていただきたいというお言葉は、そっくりそのままお返しをしたいと思います。

また、ご指摘の事項につきましては、通告にもございませんし、特に記憶にもございません。何を読む練習の話だったんですか、覚えてないので明らかにしてください。

○川田 裕 一般質問の原稿じゃないですか。

○市長 一般質問の読む練習につきましては、危機管理監のみならず全ての幹部職員に対して常日頃から正確に答弁ができるように、議会審議の一翼を担う幹部職員として技能を高めていただくようお願いをしているところでございます。

○川田 裕 そんなことは聞いてないんですけどね。だから、出席した部次長全員が聞いているんですよ。記録に残るこれは発言なんで、それが記憶にないとおっしゃるということですよ。ろしいですね。

○市長 当時の危機管理監においては、原稿の読み間違いという事例が頻発しております。それにつきまして議会審議にも度重なる影響があったことから、しっかりと原稿を正確に読むように指導はしていたと思います。

○川田 裕 厚生労働省のこのパワハラ指針からいきましたら、業務上の指導であっても必要かつ相当な範囲を超える場合はハラスメントに当たるとしています。これは、指針を読んでもらうだけです。40年の専門経験を持つ管理監に対して、部次長全員が居並ぶ公開の場で名指しで問うて、私はこれを断定はしませんけどね、しかし公の場で名指しで繰り返し行われたこの様態が業務上必要かつ相当な範囲を超えているのではないかなと、このように思うわけですけど、市長の認識はいかがですか。

○市長 議会答弁で正確に原稿を読めないというような事態になりますと、これは業務に大きく影響しますから、正確に読むようにお願いをするというのが、これはどこが業務の範囲外なんでしょうか。全くおっしゃってることの意味が分かりません。一方的な印象操作をされてるのは、あなたのほうだと思います。

○川田 裕 なぜ全員の面前か、なぜ名指しかと。これは一度きりじゃないですよ、その前も何か叱責されてると聞いているんですけどね。答弁をめぐる叱責、これが繰り返されてるんですかね。40年のベテランにこの様態は相当ですが、全員の前でそのように言われるということ自体が、本人からも、市長、聞いているでしょ、それ、それがもう嫌なんだと。そうじゃないんですか。

○市長 議会答弁を読む練習をするということが嫌だということをおっしゃってるのは、聞いたことがございません。むしろ、議会答弁のミスが目立っているので、丁寧に読む練習をしたらどうですかと本来私がする必要がない指示まで行って指導しているわけでございます。それを自分の読み間違いや何らかのそのものを棚に上げて、議員に情報を流してそのように指摘をされるということはいかななものかなと思います。

○川田 裕 それは、証拠を突き合わせてやったらいいだけの話じゃないんですか。だから、一方的にそちらの話だけ聞いてても分からないしと思ってます、そのように。駄目なのは駄目と思ってますので、だからそういうふうにつく全員の前で叱責されるとか、普通そんなのは今の企業でもないですよ、そんな。昔は軍隊みたいな会社もあったらしいんですけど、そんなのは今ないですよ。だから、そういった市長が認められないということはこの議事録に残りましたんで、それはよくよく分かりました。

市長は辞めた人間は自己都合と、そして退職した本人は原因は市長の言動であると述べられているんですけど、事実関係の証言に応じる意向もされております。市長の認識と本人の認識は真つ向からこれは食い違っておりますので、であればこれは市長の自己申告も、これは私の主張でもなく、第三者による検証でこれは明らかにしていただければいいんじゃないかと思います。 **本人をはじめ本人の関係者、参考人招致による議会調査での事実検証を、これを強く求めまして、この質問を終わりたいと思います。**

「職務命令及び事務分掌の適正な範囲と、議案に関する庁内の指示・対応について」

○川田 裕 次に、大項目の3番をいきます。職務命令及び事務分掌の適正な範囲と議案に関する庁内の指示、対応についてをお伺いします。

まず、中項目の1番、地方公務員法に基づく適正な職務命令と事務分掌の原則についてをお聞きします。

まず、原則を確認します。地方公務員法第32条の職務上の命令が職員を拘束するためには、その命令が現実可能であること、そして香芝市行政組織条例、事務分掌規則に定められた事務分掌の範囲内であることが、これが必要とっております。職員の権限では実現できない結果を強いる命令や所管外の事務を強いる命令は、職務命令の限界を超え、有効な職務命令たり得ない、この基本認識でよろしいでしょうか。

○市長 お尋ねの趣旨は少し分かりかねるところもございますが、地方公務員法第32条の職務上の命令とは、一般的に上司がその権限に基づいて部下に対し職務の遂行に関し発する命令であり、職務命令が有効に成立するための要件としては、権限がある上司から発せられたこと、職務に関するものであること及び実行可能であることが必要であるとの認識でございます。

○川田 裕 そのとおりだと思います。

じゃあ、次に行きますね。特定議案に関する職員への指示、対応についてお聞きします。

特定議案に関する職員への指示、対応について。令和7年11月14日の部次長会議で、市長は、子ども家庭部長に対して、公明党の議員を名指しして公明党3人に回ってくださいと命じて、続けて賛成するという確約が取れるまで帰ってこなくてよいですよと述べられました。これは以前にも聞きましたが、今回は証拠が入りましたのでここでお聞きしております。これで間違いございませんか。

○市長 ご質問の件につきましては、令和7年12月の総務建設委員会や決算特別委員会でも重ねて説明しているとおりでございます。市政上の重要と思われる事項につきまして、議員への説明は私だけではなく、副市長、部長級、次長級及び課長級の職員も自らの仕事の一部であるということをしっかりと自覚した上で今後においても丁寧な説明を尽くしていくべきであるということを申し上げているものでございまして、当時は、通告にございませんので一言一句正確に答弁できるかどうか分かりませんが、何らかの議案に対しまして特に公明党議員の皆様方から事前にしっかりと説明があればというようなお話もございましたけれども、当時の議案に対して全く説明を怠っていたということが明らかになりましたので、しっかりと議案について説明を尽くすという心構えを申し上げたものと考えてございます。

○川田 裕 心構えとか、今そういう話を聞いてるんじゃないんですよ。言った事実を聞いているわけです。だから、今の1番目の質問も、この会議の記録に残る事実をこれは間違いありませんねということで聞いてるので、間違いはないんであれば間違いはないと、記憶にない

なら記憶にないとか、そういう答え方をしてください。

○市長 何度も同じ答弁を迫っておられますけれども、これまでの議会でも、私自身はその発言については存在しているものとして認めていたと思います。しかしながら、その趣旨につきましては、先ほど答弁したとおり、市政上の重要と思われる事項についての議員への説明は、私だけではなくて副市長、部長級、次長級及び課長級の職員も自らの仕事の一部であるということをしっかりと自覚をした上で今後においても丁寧な説明を尽くすべきであるという趣旨で申し上げているものであります。賛成する……

(以下、不規則発言あり)

賛成することを確約をするまで……。

○議長(中山武彦) 市長、あの……。

○市長 今答えてます。

賛成の確約を取るまで帰ってこないでくださいというのが、そっくりそのままそのとおりになり得るわけがありませんから、誰がどう聞いても先ほど私が申し上げた趣旨のとおりに解釈できるものだと思います。

○川田 裕 今そういう弁明とかを聞いているんじゃないんで、事実を聞いているので。えっ、何て。

○議長(中山武彦) 川田議員は続けてください。

○川田 裕 何か言ったから。

○議長(中山武彦) 今は答弁じゃないです。続けてください。

○川田 裕 はい。じゃあ、次に行きますね。

同じこの会議で市長は、この20万5,000円の補正、これは子ども家庭部の案件ですが、これについて所管外の市民環境部長に対して、市民環境部長は何してんの、何で何にもしてないのと詰めて市民環境部長にも議員を回るように指示されました。この事実も、これは間違いありませんね、事実か事実じゃないかでお答えください。

○市長 通告もございませんので、お答えいたしかねます。

○川田 裕 先ほどから通告がない通告がないって言ってますが、通告してるじゃないですか。その範囲内ですよ。一字一句全部書かないといけないんですか、通告には。そんな議会のルールに、議長、なってませんよね。そこだけもう一度言って、答弁をお願いします。

○市長 あなたは、その日に何をしていたかって一挙手一投足覚えてるんですか。

(14番川田 裕「議長、議事進行」との声あり)

市民環境部長にもそういう話をしたかも分かりませんし、してないかも分かりません。

○議長(中山武彦) 議事進行。市長お待ちください。

○川田 裕 いつも、市長、そういう言い方をしないと答弁できないんですか。だから、あるかないか、記憶にないかでいいじゃないですか。そういうことを議長、ちゃんと議長の判断でやっていただきたいと思います。

○市長 先ほど答弁いたしました。あなたが聞いておられなかったのもう一度申し上げ

ますけれども、そのように言ったかも分かりませんし、言っていないかも分かりません。ふだんから、通告がないので正確な答弁を申し上げられませんが、議員との意見交換につきましては、担当の部長級職員を割り振っております。その割当てが恐らく市民環境部長だったのかなというふうに思いますけれども、市政の分野は各般にわたりますから1人の担当を決めてしっかりと意見交換をするという担当がたまたま市民環境部長だったのかなというふうに推測をするものでございますが、その意見交換や情報交換がしっかり行われてなかったもので、しっかりしてくださいという意味で申し上げたのかなというふうに思います。

○川田 裕 中身はまた別でやると言ってるんで、だけどこれ、事務分掌上何も関係ないじゃないですか。よその部署の予算のことで何で詰められなきゃいけないんですか、かなり詰められてる様相がはっきり出てるんですけどね。だから、いきさつ、その詰め方、公明党と維新は押さえなあかんぞとも言ってますよね、だから行けというようなことで。それは、また新たにちゃんとやったらいいんじゃないですか。

次、3番に行きます。法令及び条例に沿った適正な組織運営についてをお聞きします。

今の関連になりますね。法令及び条例に沿った適正な組織運営について伺います。

先ほど市長は、現実可能な結果を強いる命令は職務命令にたり得ないと最初基本原則を聞いたときにお認めになってました。この確約を求めた指示について、市長はご自身、令和7年12月4日の総務建設委員会、先ほど市長がおっしゃってたことですね、申し上げたかも分かりませんと議事録には書いております。議員が議案に賛成するか否か、二代表制の下、議員の個人の独立した自由意思でこれはあります。職員にこれを確約させる権限なんかあるわけないし、結果、事実職員の能力ではこれは不可能なんですよ、そんなこと。だけど、不可能にもかかわらず確約が取れるまで帰るなど。今自分でも認めておられましたね、そんなことできるわけないじゃないですかと。これは職員に不能を強いる無効な職務命令ではありませんか。

○市長 市長部局から提案をさせていただいてる議案について、日本維新の会の議員の皆さんと公明党の議員の皆さんの賛同が得られなければ、これは議会の体制に鑑みて議会において可決の見込みはないので、しっかりと説明を尽くすということで申し上げた発言だと思います。議員ご指摘の発言については、先ほど答弁したとおりでございます。

○川田 裕 分かりました。だから、これは、確約が取れまで帰るなどということについては実現不可能であると認識をしながらそういう発言を行っていたということで、これは確定をいたしたいと思います。

次に、問い5ですね。香芝市行政組織条例の2条、これはちょっとかぶるかもしれませんが、この補正の案件は子ども家庭部の所管であって、市民環境部の所管、戸籍、環境、廃棄物、人権、商工観光等には一切含まれておりません。事務分掌規則第31条の関連事務は関係の最も多い課で処理すると定め、第32条の相互援助も必要な場合に応援させることができるという任意規定にすぎません。市自らが定めた条例、規則に照らして、所管外の市民環境部長を主担当とした、叱責したことは、事務分掌を無視した越権ではこれはないんでしょう

か。

○市長 議員からご意見を伺ったり情報交換をさせていただく中で、所管ごとに職員が入れ替わっていたら、これは課室が50課室ぐらいあるわけで、そのたびに職員が入れ替わっていたら相互に不便だと思います。あなたも県議会議員だったのでご存じだと思いますけれども、県庁においても財政課の職員が議員を担当してご意見を伺ったり、そういう担当を割り振っております。それが本市ではたまたま部長級の職員で割り振って意見交換や情報交換をさせていただいているということでございます。

○川田 裕 今回の答弁に対してなんですけど、県議会は財政課の職員さんが回ってきますよ。どんな質問をされますかとか、よう聞いてきますよ。でも、賛成してくださいなんか一つもないし、そしてちゃんと規則に財政課がそれを担当するって規定されてあるんですよ。だから、財政課が担当してるんですよ。だけど、こちらだったら仲公室長じゃないんですか。そこに書いてますよね、議会と。議会とかは書いてませんけど。ほかのとは書いてませんよ。市長、そこは誤りじゃないですか。全然言ってる意味が違うんです。僕は条文上こうなってるでしょっていうことなのに、あなたも県議会議員だから知っておられると思いますけど、知ってますよ、そんなものは当然に。

○市長 挨拶にも法的根拠を求めらっしゃる方なのでなかなかご理解をいただけないと思いますけれども、議員や各会派との意見交換をさせていただくということでございます。それにつきまして、幹部職員を担当を割り振って意見交換させていただくことが何の問題があるのか分かりかねるところでございます。

○川田 裕 これは、第三者に見てもらったらいいと思います。意見交換するのがいいとかあかんとかと言ってる話は、今一つもしてないんですよ。だから、賛成をもらえるまで帰ってくるのと、それに一緒に行けって言ったでしょ、そのことを言ってるだけであります。言ってもこんなんで、答弁はこれだと思いますので。

最後は、議員の自由意思という職員に実現不可能な結果の条件に帰庁を制限して市自らが定めた組織条例、事務分掌規則を無視して所管外の部長を自らの議会对策のために叱責したと、これらが先ほどの市長ご自身が認めた職務命令の原則に真っ向からこれは反することになるんですね。この一連の指示が適正な手続と法令、条例を逸脱した違法な職務命令であるとの議場で確定させますが、市長の見解を求めます。

○市長 先ほどからあなたが確定させてもそういったことは確定しないので、念のため申し上げておきますが。職員から議案に対してのご理解をいただくために賛成していただくようお願いをされたら、議員の皆さんはそれに拘束されるんですか。されませんよね。そういう理論は、ほかの議員さんに失礼だと思います。

○川田 裕 これは、議会でもたやったらいいことだと思うんですけど、もともとそういったものをなくすために議案説明会っていう場も設けて今現在至ってるわけでありまして、それを議会が定めて、ルールを守ろうって言った議員が守ってないだけの話じゃないですか。それでやるって決めたんでしょ、みんなで。だから、それに従ってやってくれたらいい

んじゃないですか。ややこしいじゃないですか、あの人には説明するわ、この人には説明しないわ、いろいろ出てくるわと。政治的にも関与してくるんじゃないかとか疑いがあったりとか、いろいろ出てきますからね。それは議会が決めてることですから、それは貫徹してやっていただきたいと思います。

「議員に対する議案説明等の公平性と、平等取扱いの原則について」

○川田 裕 次に、第4項目に行きます。議案説明等の公平性と平等取扱いの原則について伺います。

議員に対する議案説明における公平性について、中項目1ですね。

まず、確認します。令和7年12月4日の総務建設委員会で、私が特定への説明がなく差別ではないのかと尋ねたのに対し市長は差別はございませんと答弁をして、あわせて議員の皆さんにしっかりと説明をさせていただきたいと全議員に公平に説明する旨を、これを述べられました。これは間違いないですね。

○市長 ご質問の趣旨が分かりかねて、もう一度お願いします。

○川田 裕 趣旨って、こんなんに趣旨は要らないでしょ。だから、今聞いているんですよ。だから、市長は差別はございませんと答弁されたんですね、それは事実ですねと、これは議事録から拾ってきたやつですから聞いているんですけど。

○市長 議事録に載っているんであれば、それが事実じゃないでしょうか、わざわざ質問をされる必要はないものと思いますけれども。

○川田 裕 もうへ理屈はいいです。

ところで、その答弁の前、令和7年11月14日の部次長会議で市長は現にこう述べてます。川田議員とかむちゃを言うてくる議員に賛成を求めるのはもういい、時間の無駄だ、ほっといてよいと。会議の記録に残るこの市長ご自身の発言、間違いないですね。

○市長 通告にもございませんし、私も記憶にございませんが、当時の私がそのように発言していたのであれば的を射ているなというふうに思います。議論できる方についてはしっかりと丁寧に説明をさせていただきますが、そもそも議論を拒まれている方やむちゃを言うてるのであれば、行く必要はないものと思います。

○川田 裕 僕が何でむちゃを言ったんだとか、そんなんを今聞きたいんですけど、時間がないのでそれはまた別の会で聞きますけど。そう言われているんですよ、これ。的を射てると今答弁を残していただきましたんで、断定をされたということだと思います。意思もその中に入ってますので、よかったです。

市長は、委員会でこれ、差別はないんだと、全議員に説明したいと答弁しながら実際はその前に特定の議員、すなわちこれは私への説明を放棄するように指示してるわけですよ。市長、委員会答弁はご自身の指示と、これ、矛盾して事実と反していたということになりますけど、いかがですか。

○市長 まず、議員への情報提供の在り方につきましては、特定の議員を軽んじたりすることのないよう、また特定の議員のみに重きを置いたりすることのないよう、議員間に優劣をつけることなく公正かつ公平に、全て誠意を持って対応しているところでございます。実際、無所属議員の皆さんも含めまして会派ごとに意見交換の機会を年4回程度にわたりまして設けているところでございますし、議案につきましては議案説明会も開催をさせていただいているところでございます。意見交換を行う時期や議員の興味や関心もそれぞれ異なるわけでございますので完全に同一の情報ではないと思いますけれども、主要な点においておおむね同じ内容の情報提供をその場ではさせていただいております。川田議員は全て意見交換の場には欠席をされておられますので、自ら情報を得る場に参加せずに自分には情報がないんだとおっしゃっているだけだと思います。

○川田 裕 返し言葉ですけど、僕が説明を受けてないんだっていうのは、みんなに説明したと言うから私はそれを受けてませんよって言ったことはあるけれども、議事録も全部検索してきましたよ、だけどそんなん、私だけ説明を受けてない、そんなことは言ったことないし、僕は議案説明会も出席しないですよ。自分で議案を読んで自分でその内容を理解して、それで質疑をやってますよ。市長の懇談会か何か、電話がかかってくるけども、いつも辞退します辞退しますと。懇談のときは、行けたら行くかもしれないけど用事が入ってるというのははっきり伝えてましたよ。それをそんな言い方でこの壇上で、いつも来ないのはあなたじゃないですか。知らないじゃないですか、あなたが決めた時間でしょ。何でそんなもん、ぴったり私はその時間、前もって、魔法使いでもないし、その時間が分かって空けることができるんですか。意味不明なことを言わないでください、市民に対して。

続きをいきますけど、差別ではなく、これは議会対策上の優先順位とか、そういうことをおっしゃってる意味だと思うんですけど、賛成が見込める会派には確約を取りに行かせて特定の議員はほっとけと命じると、これを差別と呼ばずにこれは何て呼ぶんですか。だって、公務でしょ、あなた。自分個人でやってる活動だったら、それはどうでもいいですよ。公務でやってるときにそんなことはあり得るんですか。公務でしょ、その会議って。

全体の奉仕者としての適法性をもう一回聞きます。

私は、ここで自分が侮辱されたとかを訴えてるんじゃないんですよ。行政の公平性なんです。職員は、地方公務員法30条、憲法15条第2項によって、一部ではなく全体の奉仕者として公正に職務を行う義務を負います。特定の議員を名指ししてほっとけと命じるとは、幹部職員に特定の議員への説明を放棄して命じた職務命令にほかならず、全体の奉仕者としての公正職務に反するではありませんか、これ。いかがですか。

○市長 まるで、私が就任する令和6年6月以前において、市政上重要な情報が当時の議長であった川田議員だけに提供されていたと、ほかの議員には提供されていないという苦情を受けていたわけでございますけれども、ご自身のことをおっしゃっているのかなと思いますけれども、特定の議員だけを特別扱いすると、また差別的取扱いをするということは現状はございません。しっかりと議論をさせていただける方については、しっかりと説明をさ

せていただきます。

○川田 裕 分かりました。差別をしてるということですね、分かりました。

差別するんでしょ。

○川田 裕 聞いて要らないって言うんだったら分かるけども。

○議長（中山武彦） 川田議員の見解ということで話してください。

○川田 裕 そちらの決めつけでされるわけでしょ。それでいいですよ、だから。

○議長（中山武彦） 川田議員の意見としてお願いします。

はい、続いてどうぞ。

○川田 裕 最後に、もう一回だけこの質問を聞きますね。

だから、個人的な行為によって職員の特定制員への公務の放棄を命じて全体の奉仕者の理念と行政の公平性をこれは損なうと、そればかりかその後委員会では差別はないと、全員に説明したいと答弁しながら現実にはその前に特定制員の排除を自ら指示していました。指示の事実に加えて、議会に対して事実と矛盾する説明をしたこと自体、議会軽視にほかならないと思います。市長はこの指示を撤回して全ての議員に公平に議案説明等を行うと、議会のルールがありますので、全体で議案説明会ってつくってるわけですからそこに限ってください。別で個別にと、大体要らないと言ってるんだからそれはやらなくていいじゃないですか。この場でこれを約束をいただきたい。イエスかノーかでお答えください。

○市長 私が公務の放棄を指示しているというようなご発言は、これは議長から注意をしていただきたいと思います。また、先ほど私が差別的取扱いをしているということも、これは非常に不穏当な発言でございますので、議会としてこれを許すのか、しっかりと注意をしていただきたいと思います。

その上で、先ほど申し上げたように、特定の議員のみに重きを置いたり特定の議員を軽んじたりすることがないように、議員間に優劣をつけることなく公正かつ公平に、全て誠意を持って対応することとしてまいりましたし、今後もそのようにしてまいります。

○川田 裕 してなかったから言ってるんですけどね。してないのに自分はやってましたって言うだけの話じゃないですか。不穏当な発言なんかしてないですよ。事実しか言ってないですよ。そこはまた後で、議長、説明します。

「時間外勤務適正化に関する依命通達の法的根拠と、勤務時間管理・安全配慮義務について」

○川田 裕 次は、最後の質問ですね。時間外勤務の適正化に関する依命通達の法的根拠と勤務時間管理、安全配慮義務についてお聞きします。これは、前回もお聞きしましたので、違う論点で聞いていきたいなと思います。

1 番、労働基準監督機関としての権限行使の適法性と越権行為、任命権の侵害ですね。労働基準監督機関の権限とは、労働基準法を使用者に守らせるための監督是正の権限です。臨

検、報告、聴取、是正、勧告、指導といった残業をさせ過ぎていないかを取り締まる権限であると理解しておりますが、市長のご認識はいかがですか。

○市長 労働基準監督機関の職権というものにつきましては、労働基準法に規定されている労働基準監督機関の職権のことを指すものと認識をさせていただきます。

○川田 裕 では、確認いたします。労働基準監督機関の権限に個々の職員の時間外勤務を事前に許可したり、あるいは禁止する権限がどこに書いてあるのでしょうか。監督機関の権限は、させ過ぎを取り締まる抑制方向のチェック権限でこれはあります。この残業を許可するとかこれは禁止するとかを事前に決めるのは、これは職員を指揮する執行権限、すなわち任命権者の労務指揮権であります。市長は監督機関にない許可、禁止という執行権限を監督機関の名義で、これ、行使してたのではないですか。

○市長 質問の趣旨が分かりかねます。

○川田 裕 前回の一般質問、3月のときに、この依命通達については労働機関監督者として発出したとおっしゃってるんですよ、だからこの問題を聞いてるんですけどね。

○議長（中山武彦） これは、市長の見解を問うてるところですよ。

○川田 裕 法律の見解を聞いている、いや法律の見解じゃなくて。

○議長（中山武彦） そういう事実があったかどうか。

○川田 裕 いやいや、事実は議事録に残ってます。

○議長（中山武彦） 川田議員、もう一度質問をお願いいたします。

○川田 裕 お願いします。労基監督機関として権限行使の適法性について伺います。

労働基準監督機関の権限とは、労働基準法を使用者に守らせるための監督是正の権限であります。臨検、報告、聴取、是正、勧告、指導といった残業をさせ過ぎていないかを取り締まる権限であると理解しておりますが、市長のご認識はいかがでしょうか。

○市長 議員ご指摘の取締り権限も含まれるものと思います。

○議長（中山武彦） もう一度はっきりお答えをくれますでしょうか。

○市長 議員ご指摘の取締りの権限も含まれるものと考えております。

○川田 裕 では、もう少し細かく具体的に。残業するなと命じたり、任命権者の権限を奪ってそれを労基監督者ができるということはあるのでしょうか。

○市長 任命権者の権限を奪うというようなことはないと思います。

○川田 裕 是正を勧告するとかはあると思うんですけど、事前に許可するとか命令権限を行使することは権限の性質がこれは全く違うと思うんですね。監督機関に職員に事前に残業を許可、禁止する命令権限があるのであれば、その根拠条文を示していただきたいと思っています。

○市長 先ほど任命権者の権限を奪うということはないと思いますという答弁を申し上げたとおりでございます。

○川田 裕 ないんですね、何かもごもご言われてたんで聞こえなかったんで、すいません。規則の範囲内の運用ですね。だったら、これ、この間何で任命権者の、これは教育委員

会だったら地教行法じゃないですかと言ったら、笑いもって労働法に書いてるでしょとおっしゃったじゃないですか。それは間違いとほんなら認められるということですか。

○市長 質問のご趣旨が全く分からないんですよ。地方公務員法第58条第5項の規定によりまして、労働基準監督機関の職権を行使するのは、これは市長にあると規定されているわけでございます。そのとおりでございます。

○川田 裕 それは分かっていますよ、今言ったのはね。だから、市長は労働基準監督権を持っておられるから聞いているわけですよ。だけど、依命通達を見たら、あれは労働基準監督機関として発出したっておっしゃってたじゃないですか、依命通達は。ということは、労働基準監督機関が何時間残業したらあかんとか許可を取れとかと言ってるわけでしょ、ここは矛盾してないですかということをお聞いているんです。分かります、趣旨。3月議会でそうおっしゃってたので、労働基準監督機関として依命通達を発出したんだとおっしゃってたのに労基法の監督権限で残業をしていいとかあかんとか、違法をしてたらそれは取り締まったらいいでしょうけど、それはつまみ食いしてるんじゃないですか、自分に都合のええところだけ。これは駄目やと思いますけどね。そんな権限はないですよ、労働基準監督機関の長に。こんな、残業を何時間しかやったらあかんとか、それはないですよ。これ、労基も行ってきて聞いてきましたよ。労基は関係ないけど、市は。いかがですか。

○市長 つまみ食いをしているという認識はございません。

○川田 裕 じゃあ、労働基準監督機関が残業の制限とか許可権限とかを、それ、誰々に許可をもらえとか、それを決めれる権限があるのかなのか、イエスかノーかでお答えください。

○市長 そのあたりの法律的な一般的な見解につきましてはご自身でお調べいただいたらいと思いますけれども、労働基準監督機関につきましては、一般的には都道府県労働基準監督署がこれに当たるわけでございますけれども、地方公務員法につきましては地方公務員法の先ほど申し上げた条項に特別の規定がございますので、それによって権限を行使しているということでございます。

○川田 裕 だから、その行使の権限によって残業をやってはいけないとか誰々に許可をもらえとかという、その権限はないでしょ、労基の監督の長の権限が。だって、レフェリーですよ、労基っていうのは。だから、労基の署長が民間企業に対して、あなたのところの職員は月20時間以上残業してはいけないですよということを、そんなにする権限はないじゃないですか。そこを聞いているんですよ。だから、一般論、抽象論でそれは機関で監督の長と決められる、決められてるのはだから認めてるじゃないですか。だから、その権限がないのに何でその権限の行使ができるんだと。重要なところなんですよ、行政法からしても。そこを聞いているんですけどね。

○市長 労働基準法第1条には、労働条件の原則として「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」ということが規定されてございます。この労働条件等につきましてしっかりと適正に運用されているかどうか、こ

れにつきまして権限を行使するということにつきましては労働基準監督機関の責務であると考えてございます。

○川田 裕 そのとおりですよ。だから、そのルールづくりにあなたは入ってるわけじゃないですか、労働基準監督機関として発出した依命通達で。この間の答弁が残ってますから、はっきりと。ルールづくりに労働機関監督が入ってるんですよ、ルールを破ったら入ってきたらいいかもしれませんが、そこが思い切り矛盾してるんですよ。これは、厚生労働省に確認を取ってください。文書で照会を取ってくださいよ、こっちは電話では聞いてますけど。そんな権限ないですよ。だから、この依命通達、職員さん、これは全部無効ですよ。できない、そんな権限ないですから。はっきりと3月議会の答弁で、なかなか議事録が出ませんでしたけど、出てきたらその旨の答弁がはっきり残ってますし、なおかつその質疑してるのに、教育委員会の越権みたいなのはできないですよ、権限がないから。だって、市民はそんな権限をあなたに渡してない。あなたは授權のないことをそうやって行使してるということになるでしょ、もしやってるんであればね。ということです。

だから、これは、議長、重要なことなんで、何に関連があって影響があるか分かりませんが、これだけ多くの人間が辞めてると、投書もいっぱい来てるけども、その内容は確認しないと事実かどうか分からない。だから、あえてこういうところでいいかげんには言えない。だから、そういった調査を、議長、やってください、これは重要なことです。多くの職員がそれを望まれていると思いますので、事実を明らかにするということを、そこを最後、議長にお願いする場じゃないけど、これは全市民の方が見ていらっしゃいますから、ぜひともお願いをして、私の質問を終わります。